

第3期

串間市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6年度→令和11年度

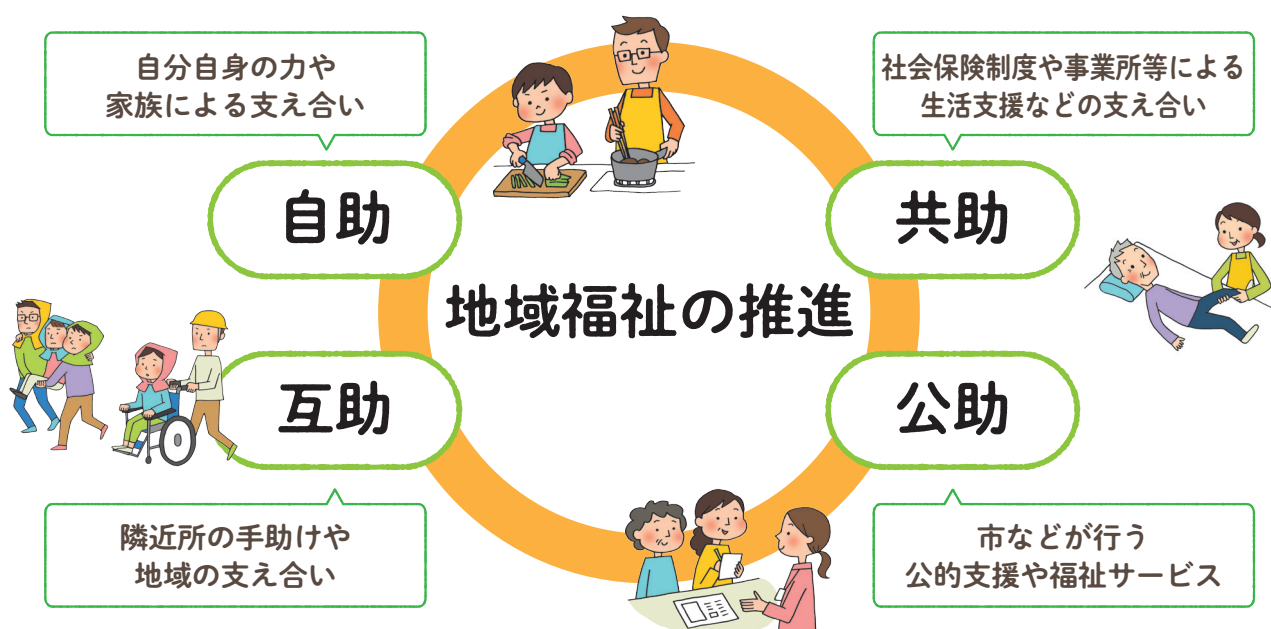


令和6年3月
宮崎県串間市
串間市社会福祉協議会

地域福祉とは

私たちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、働きながら子育てや家族の介護をしている人、外国人などさまざまな人が暮らしています。「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無、世帯の状況や国籍に関係なく、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、一人ひとりが地域の一員として互いに支え合うことを基本として、市民・地域、社会福祉協議会、行政などが協働し、地域全体で助け合い、支え合える、より良い社会を築いていくための取り組みのことです。

地域福祉の推進には、市民・地域・団体・関係機関・行政・社会福祉協議会などが、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、それぞれの役割や機能の理解を深め、連携・協働して地域づくりを進めていく必要があります。



地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と役割

第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、5年後、10年後も住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、誰もが安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域全体で地域福祉を推進していくことで、地域共生社会を実現することが大きな目的となります。

また、第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、市の将来像や地域福祉を推進していくための基本的な考え方など、今後のめざす方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題の解決に向けた、市民・地域、社会福祉協議会、行政のそれぞれの役割や互いに連携・協力し、取り組んでいくことをまとめることで、福祉のまちづくりの指針としての役割を担うものでもあります。

串間市の地域福祉に関する現状

あなたやご家族は、近所の人とどの程度の交流がありますか。

困った時には相談したり
助け合う人がいる

前回調査
H29 18.1% ↘

今回調査
R5 27.7%

前回調査と比較すると、「困った時には相談したり助け合う人がいる」の割合が約 10 ポイント増加しており、全体として隣近所などの身近な地域のつながり意識は向上していることがわかります。



資料：市民アンケート

お住まいの地区での暮らしについて、どのように感じていますか。



高齢者が生きがいを持ち、
安心して暮らせる

前回調査
H29 41.0% ↘

今回調査
R5 54.2%

障がい者が社会に参加し、
安心して暮らせる

前回調査
H29 23.8% ↘

今回調査
R5 38.2%



ゆとりをもって安心して
子育てができる

前回調査
H29 38.1% ↘

今回調査
R5 46.4%

困った時も
すぐに相談できる

前回調査
H29 40.4% ↘

今回調査
R5 48.6%



※それぞれの項目に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計した割合
資料：市民アンケート

地区での暮らしについて、各項目における「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計は、増加している項目が多くありました。特に、「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる」は半数を超えており、「障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる」は約 15 ポイントの増加となっています。誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、様々な支援の充実が必要不可欠であり、今後も分野を超えた連携や適切な支援体制の整備が重要です。

基本理念

第2期計画の基本理念の考え方を引き継ぐとともに、新たな視点を踏まえ、第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画における基本理念を以下のように設定します。

ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる共生のまち くしま



計画の基本目標

基本理念に沿って取り組みを進めていくために、施策の内容を3つに分類し、それぞれの取り組む方向性として、基本目標を設定することとします。

基本目標1

つながりと
ふれあいのある
地域づくり

基本目標2

支え合い
安心して暮らせる
地域づくり

基本目標3

誰一人
取り残さない
支援体制づくり

つながりとふれあいのある地域づくり



地域で暮らす一人ひとりが、自らの健康や地域のことを気にかけたりすることは、地域福祉を推進していくうえでの基盤となります。福祉に関する意識の啓発や地域活動への参加促進、地域で進める健康づくりを通じて、顔の見える関係を構築し、人と人、人と地域のきずなが感じられる暮らしの実現に向けて取り組みます。

1

ふれあい・交流を 充実しよう

地域内でのつながりや気づかいは、地域福祉を推進していくうえで基礎となります。また、お互いに顔の見える関係をつくり、地域全体がつながりを持つことは、一人ひとりの安心感や楽しみ、生きがいづくりにもつながります。地域の身近な場所において、若い世代を含めた住民同士のふれあいの場、障がいや年齢に関わらず交流できる機会づくりを進めます。

2

地域福祉の理解を 深めよう

誰もが支え合い、共に生きる地域の実現には、一人ひとりが支え合うことやつながりを持つことの大切さを理解することが大切です。また、地域福祉に関心を持つことで、地域活動への参加や理解が深まり、地域力を高めることにもつながります。誰もが福祉の心を持ち、地域福祉や地域の課題に興味・関心を持てるよう、福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。

3

健康づくりに 取り組もう

誰もが地域で自分らしく生活したり、活動に参加したりしていくためには、一人ひとりが自らの健康を気かけ、疾病の予防や心の健康づくりを推進していく必要があります。健康づくりに関する啓発や各種検（健）診の実施、介護予防活動などを通じて、地域ぐるみでの健康づくりを進めます。

4

地域のきずなを 深めよう

少子高齢化が進行し、地域の中で各組織に加入・参加する人が減少するなど、ひとつの自治会だけでは地域活動の実施が難しくなることが懸念されます。自治会をはじめとした地域活動に関する情報発信や活動への支援を行うことで、地域のきずなを深め、顔の見えるつながりや市民主体の活動が活発な地域づくりを進めます。



地域活動やボランティア活動への理解、人材育成などを促進し、困っている人を地域で支え合う体制の充実に取り組みます。また、災害などの発生時に適切な対応ができるよう日頃からの備えや情報の共有など、どんな時も安全・安心して暮らせる地域の連携体制を整えるとともに、成年後見制度の利用に関する取り組みを進めます。

1

支え合える関係を 深めよう

誰もが安心して生活を送るためには、不安や悩みを相談できる身近な人や場所、地域による見守りが必要です。地域での見守り活動を充実・工夫しながら、悩みや不安を抱えた人が孤立することを防ぎます。

また、支援が必要になった際に、地域での気づきからスムーズに支援や福祉サービスへとつながるよう、関係機関や団体同士の連携を強化します。

2

地域の支え合い 活動を深めよう

串間市の課題として、福祉に関する活動に参加していない市民の今後の参加意欲の低下が挙げられます。一人ひとりがそれぞれの興味のある地域活動に意欲的に参加できるよう、地域における様々な活動に関する情報発信を行います。

また、ボランティア活動に関する人材育成、ボランティア団体などへの活動支援に取り組みます。

3

安全・安心を支える 体制を充実しよう

防災訓練の実施や避難をする際に支援を必要とする人の把握と支援方法の検討など、誰もが安全に避難行動を行える体制づくりを進めます。

また、地域の防犯・交通安全意識を高めます。

さらに、成年後見制度をはじめとした制度の普及・啓発や相談などの支援の充実に努めます。



誰一人取り残さない支援体制づくり



地域で暮らす誰もが、悩みを抱え込むことなく、必要な時に必要な支援へとつながるために、サービスに関する情報の周知から相談対応、そしてサービス提供まで、関係機関が連携した柔軟な支援体制を構築します。

1

多様な福祉ニーズに対応する仕組みをつくろう

地域では、少子高齢化や核家族化に伴う家族機能の変化、地域のつながりの希薄化などから、さまざまな課題が複雑・多様化しています。こうした課題に対して、あらゆる市民が役割を持ち、地域全体で支える力を構築していくとともに、各分野の枠を超えた包括的な相談や伴走的支援を行うなど、多様なニーズに対応した支援体制の構築に取り組みます。

2

安定したサービス提供の仕組みをつくろう

福祉サービスは、それぞれの状況に応じた適切なサービスが安定して提供される必要があります。サービスの質の向上やサービス利用者の権利擁護、安定したサービスの提供基盤を構築するとともに、福祉関係団体やサービス提供事業所間のネットワークを構築し、誰もが必要とする福祉サービスを適切に利用できる環境づくりを進めます。

串間市再犯防止推進計画



再犯防止推進計画とは、犯罪や非行をした人が困難や生きづらさを抱えることなく立ち直り、社会で生活していくための支援に向けた取り組みを定めた計画です。更生に向けた支援を行う機関として、保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会が支援を行っていますが、今後は社会で自立した生活に向けて、行政や関係機関、市民が再犯防止の取り組みに関する正しい理解のもと、連携・協力して支援に取り組んでいく必要があります。

串間市においても、地域福祉計画・地域福祉活動計画に再犯防止推進計画を包含して策定し、再犯の防止に関する施策を推進することで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

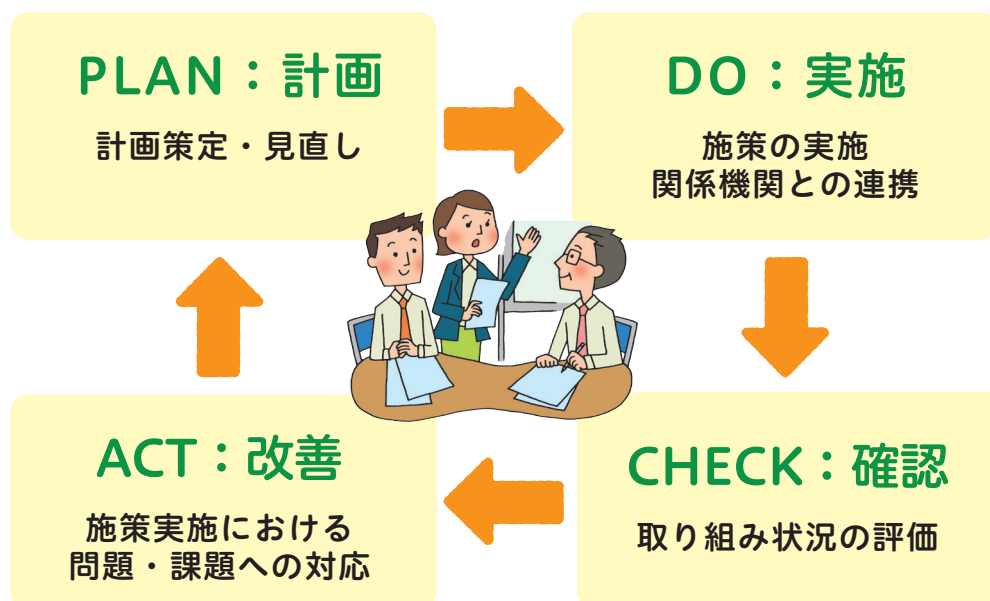
計画の期間

第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度 → 令和11年度

計画の点検・評価

第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実施状況は、各関係機関の代表者などで構成する「串間市地域福祉推進会議（仮称）」において定期的に点検・評価します。また、第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実施状況を広く市民に周知していくため、広報紙や市ホームページなどを活用して市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



第3期
串間市地域福祉計画・
地域福祉活動計画
概要版

発行 令和6年3月
発行者 串間市
串間市社会福祉協議会
〒888-0001
宮崎県串間市大字西方 9365-8
TEL 0987-72-1123